

事業主の皆さまへ

# ミニ面接・相談会を実施し、 求人充足を目指しましょう！

1

## 予約

- ・相談室利用申し込み  
(窓口・メールいずれでも申し込み可)

※開催日に有効中の求人票のみが申し込み対象です。  
※開催は2ヶ月に1回、1時間または2時間とする。

2

## ハローワークによる 周知案内

- ・案内掲示 (所内・HP等)
- ・情報提供 (窓口・郵便等)

3

## ミニ面接 ・相談会

- ・仕事内容などの説明、面談等
- \*面接前に求職者さんと面談する事により、  
双方の希望を伝え合うことができます。

※会場の都合上、担当者は2名以内でお願いします。  
※事業所で参加予約を受付けた場合は、必ずハローワークへご連絡ください。

4

## ★面接★

- \*事前に面談することにより、双方の意思  
確認がしやすく採用につながりやすくなります。

### (申込要領)

- \*ハローワークの求人票で有効中のものに限る
- \*管外の事業所の場合は、就業場所が当所管内より通勤可能 (概ね車で30分以内) と判断される求人であること
- \*開催は2ヶ月に1回、1時間または2時間とする
- \*申し込み期限は、実施日の原則14日前までとする

※お問合せ先：ハローワーク松阪 ④求人専門援助部門

☎0598-51-0860 (部門コード31#)